

堀水路への土砂等の不適切な搬入等に関する再発防止 への取組について

令和5年8月9日

秦野市コンプライアンス推進委員会

この「再発防止への取組」は、秦野市コンプライアンス推進委員会において、不適切な事務処理事案「堀水路への土砂等の不適切な搬入等」に係る事実関係、原因の調査、再発防止への取組等をまとめたものです。全ての職員が今後の業務に生かし、こうした事案を再発させないことを目的とします。

1 事実関係

(1) 事案の概要

堀水路の下流域（堀大橋から新橋交差点までの区域）において、暗きよ（ボックスカルバート）の上部に、公共施設の整備工事等に伴い発生した建設発生土や維持管理業務で発生した廃棄物（以下「土砂等」という。）を平成7年頃から敷き詰めた。その後、土砂等の搬入及び仮置き場としての利用を令和3年3月まで継続したもので、これらの行為が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び「秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「盛土条例」という。）等に抵触していた。

(2) 法令等の抵触内容

ア 廃掃法関係

事業活動に伴い発生した廃棄物については、原則として、保管することなく適時・適切に処分しなければならない。しかし、仮置きとしながら長期に渡り放置し、廃掃法第3条（事業者の責務）、第5条（清潔の保持等）、第11条（事業者及び地方公共団体の処理）、第12条（事業者の処理）及び第16条（投棄禁止）に抵触し、県湘南地域県政総合センター環境部環境調整課（以下「県」という。）から産業廃棄物撤去計画及び顛末書の提出を求められることとなった。

イ 盛土条例関係

道路・河川整備等、関係法令の規定に基づく整備事業又は災害復旧を目的とする応急処置以外に、国、県その他公法人が条例で定める一定規

模の建設発生土の埋め立てを行う場合は、盛土条例第5条第2項第2号に基づき、開発指導課及び関係各課と事前に事業内容について協議し、第7条（許可の基準）に相応する処置を講じる必要があるが、協議を行った経過は確認できず、また、改めて現地を確認したところ、第7条で定める技術基準（のり面勾配）に適合していない箇所が一部あった。

2 原 因

土砂等を長期に渡り搬入し、仮置きとしながら廃棄物を放置していたことは、土砂等を市所有地に置く場合であっても、関係法令が適用される認識が欠如していた。

更に、市条例の適用関係が職員に十分な周知がされなかつたことなど、関係部局間の連携が不足していた。

なお、本事案の原因の発端、つまり、そもそも建設部及び下水道部において、どのような意思決定のもと土砂等の搬入等に至ったのかについては、所管課である建設管理課による詳細な調査（書類調査及び聞き取り調査）からは、確認することはできなかつた。

3 不適切な事務に対する是正処置の主な内容

(1) 廃掃法関係

廃掃法第3条（事業者の責務）、第5条（清潔の保持）、第11条（事業者及び地方公共団体の処理）、第12条（事業者の処理）及び第16条（投棄禁止）の規定に抵触していたことから、産業廃棄物撤去計画及び顛末書を県に提出した。

(2) 盛土条例関係

関係各課（開発指導課・環境共生課・環境資源対策課・生活環境課・下水道施設課・建設管理課）による現地確認調査を実施のうえ、開発指導課から送付された調整項目に基づく是正作業を実施した。

4 再発防止への取組

(1) 法令等の適切な解釈及び周知

廃棄物を仮置きする行為に対して廃掃法及び盛土条例が適用される認識が職員に欠如していたことから、建設部が中心となり、公共施設の工事及び維持管理を行う部局の職員を対象に関係法令の認識不足に対応するため

の研修や、関係部局間での定期的な情報交換が行える仕組みを作る。

また、盛土条例については、都市部から建設部に対する制度の周知が不足していたことから、都市部の所管に係る条例等については、都市部、建設部、上下水道局等の職員を対象に資質向上に向けた研修を実施する。

(2) 意思決定行為の完結及び記録の徹底

事務事業の実施に当たっては、常日頃から、いつ・誰から・どのような指示により意思が決定されたかを記録（承認行為（決裁）を完結）し、及びそれらの記録を適正に保管することは重要かつ基本的事項である。

本事案に關係する部局に限らず、全ての職員に対し、こうした意思決定行為を適正に処理すること等について、改めて徹底する。